

附属資料3 総合計画審議会

(1) 芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成18年3月24日

条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4 第3項及び第202条の3 第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市総合計画審議会	芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民団体の代表者 (4) 特に市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間

(2) 芦屋市総合計画審議会規則

平成18年3月31日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附屬機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 諒問書

芦企政第307号
平成27年7月6日

芦屋市総合計画審議会会長様

芦屋市長 山中 健

第4次芦屋市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第4次芦屋市総合計画後期基本計画を策定するに当たり、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条の規定により、別添「第4次芦屋市総合計画後期基本計画（原案）」について貴審議会に諮問します。

以上

(4) 答申書

平成 27 年 11 月 4 日

芦屋市長

山 中 健 様

芦屋市総合計画審議会
会長 林 昌彦

第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画（原案）について（答申）

平成 27 年 7 月 6 日付け芦企政第 307 号で諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

1 本計画を策定する際の留意事項

- ◆ 後期基本計画（原案）に対する審議会からのそれぞれの意見を参考に、重点施策、重点取組及び指標の設定について、改めて行政の役割を整理されたい。
- ◆ できるだけ専門用語を使わず平易な表現に努め、やむを得ない場合には用語説明を付ける等、語句や文章表現を整理されたい。
- ◆ 市民にわかりやすい計画としてすみやかに策定し、着実に遂行されたい。

2 本計画を推進していく際の留意事項

(1) まちづくりに関する情報の共有

- ◆ 本計画は、芦屋市のまちづくりの指針として市民生活に密接に関係する内容となっているため、市民参画・協働の下に推進していくことが重要である。そのため、本計画の目標や課題が広く市民に共有され、市民と市民、市民と行政の協働関係がより一層構築されるよう、計画の内容及びその進捗状況をわかりやすく市民に発信し、周知されたい。
- ◆ 行政内部においても、幹部職員のみならず、職員全体で共有されるよう指導されたい。

(2) 計画の着実な実施のための進行管理

- ◆ 本計画の実施にあたっては、待ちの姿勢ではなく、市民の目線に立って、市民に信頼される行政サービスとは何かという問題意識をもって取り組んでいただきたい。
- ◆ 本計画では、進捗状況を把握し、計画を検証するとともに、市民に対して説明するための手段として指標を導入したので、有効に活用するよう努められたい。なお、設定している指標については、状況の変化に応じ、柔軟に修正されたい。

以上

(5) 審議会開催日程

回	日 程	内 容
第1回	7月6日（月）	委員委嘱、諮詢（原案説明）、今後の進め方等
第2回	7月18日（土）	後期基本計画（第1章）
第3回	8月6日（木）	後期基本計画（第2章） 後期基本計画（第4章）
第4回	8月28日（金）	後期基本計画（第3章）
第5回	9月17日（木）	パブリックコメントの実施結果 これまでの審議会意見と修正案
第6回	10月4日（日）	これまでの審議会意見と修正案
第7回	10月11日（日）	後期基本計画修正案 答申（案）
第8回	10月26日（月）	後期基本計画修正案 答申（案）

(6) 審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

委員構成	委 員 名	所 属
学識経験者	○ 今 川 晃	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
	工 藤 和 美	国立明石工業高等専門学校建築学科教授
	上 月 敏 子	大阪体育大学教育学部准教授
	寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部文学研究科・子ども発達学科教授
	◎ 林 昌 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科教授
市議会議員	寺 前 尊 文	芦屋市議会副議長
	徳 田 直 彦	芦屋市議会建設公営企業常任委員会委員長
	福 井 美奈子	芦屋市議会総務常任委員会委員長
市民団体 代表	内 山 忠 一	社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会副会長
	小 田 健 造	芦屋市商工会会長
	野 村 智 子	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会
	堀 晃 二	芦屋市自治会連合会会长
特に市長が 必要と認め る者	栗 井 泰 行	公募市民
	西 村 京	公募市民

(名簿順不同。ただし、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条内 50 音順)